

第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画策定について 答申 別紙
--

はじめに	1
1. 第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画策定に向けての主要課題について	2
1.1 第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況	2
1.2 第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画策定に向けた主な課題	4
1.3 具体的施策の見直しについて	5
2. プラスチック製容器包装の分別収集による資源化の推進	7
2.1 本区におけるプラスチックごみのリサイクル	7
2.2 プラスチックごみをめぐる動向	9
2.3 プラスチック製容器包装の分別収集導入をめぐる主な論点	12
2.4 プラスチック製容器包装の分別収集導入に向けた検討の必要性	19
3. 食品ロスの削減推進について	21
3.1 食品ロスの現状	21
3.2 食品ロス削減のための取り組み例	24
3.3 本区での取り組み	28
3.4 食品ロス削減の取り組みの今後の方向性について	33
4. 事業系ごみ対策について	34
4.1 本区における事業系ごみ対策のこれまで	34
4.2 事業系ごみ対策の今後の方向性について	37
おわりに	37

はじめに

本区は、平成 20（2008）年に 8 品目 12 分別の資源を毎週回収する「新資源回収」を導入、さらに「3R の輪が広がる循環のまち」を目指し、第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画を平成 26（2014）年 3 月に策定し、清掃・リサイクル事業を推進してきた。

この間、国においては循環型社会形成推進基本法に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」を平成 30（2018）年 6 月に閣議決定し、国際的な課題として、食品ロス対策や海洋プラスチックごみ問題への対処などが必要であるとした。

一方、東京都は「ゼロエミッション東京戦略」を令和元（2019）年 12 月 27 日に公表し、リサイクルに関する令和 12（2030）年の目標として「廃プラスチックの焼却量 40%削減」「食品ロス発生量の半減（平成 12 年度比）などを掲げ、取り組みを推進するとしている。

国際的には、2015（平成 27）年 9 月、国連サミットで持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）が全会一致で採択された。本区は、令和 2 年 7 月 17 日、内閣府より、SDGs への優れた取組を行う自治体として「SDGs 未来都市」に選定されたところである。

図表 1 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール



ロゴ：国連広報センター作成

第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画は、策定から 6 年余りが経過し、改訂の時期を迎えている。本資料は、第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画策定にあたっての基本課題について審議・検討を行った結果を取りまとめたものである。

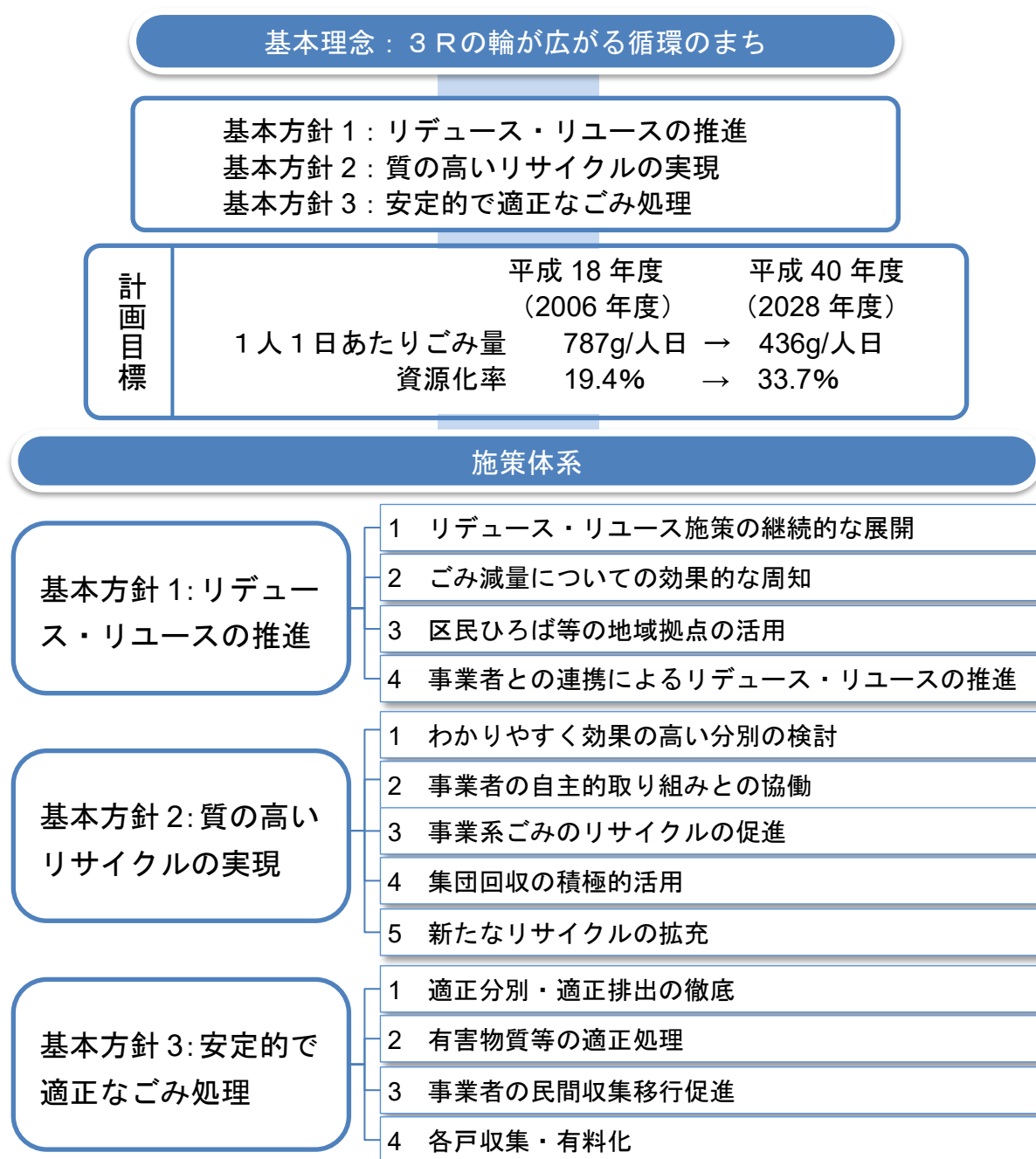
1. 第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画策定に向けての主要課題について

1.1 第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

(1) 第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画の概要

現行の第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の発生抑制・再使用（リデュース・リユース）の重要性をうたった国の第三次循環型社会形成推進基本計画の策定（平成 25（2013）年）等を踏まえ、平成 26（2014）年 3 月に策定されたものである。

図表 2 第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画の理念・目標と施策体系

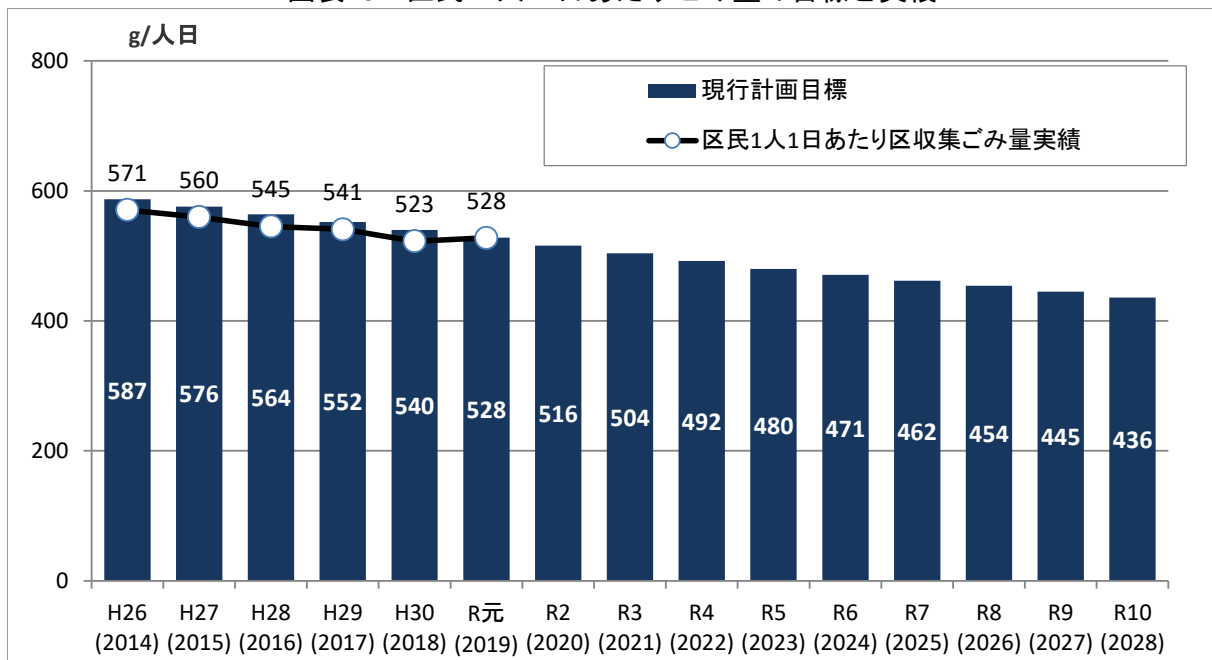


(2) 計画目標の達成状況

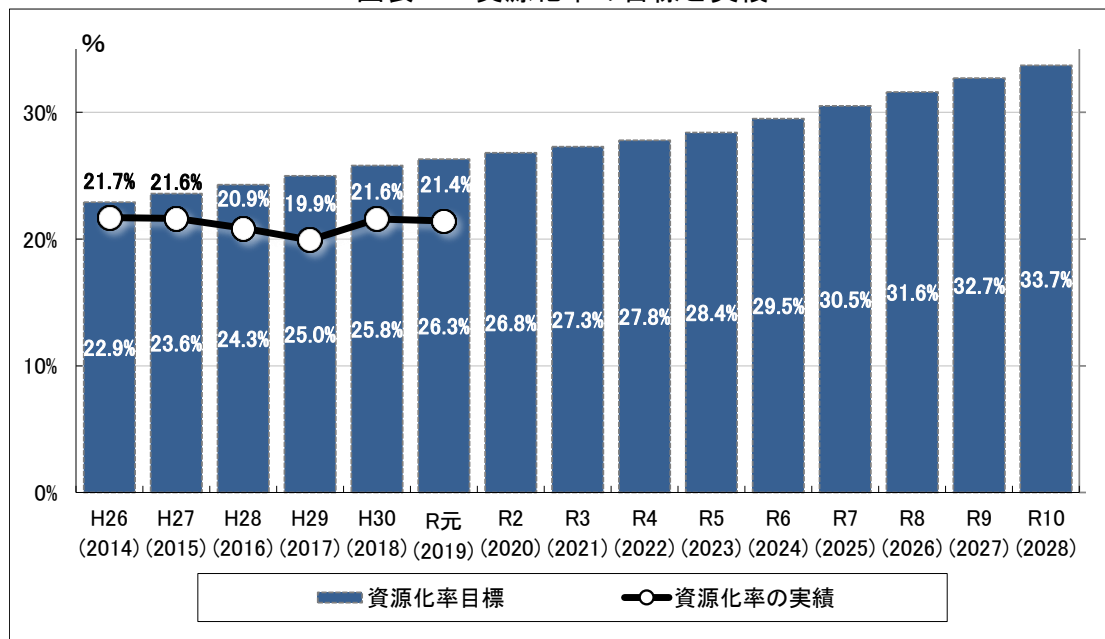
第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画に掲げた「区民 1 人 1 日あたりのごみ量」については、計画初年度の平成 26 年度から令和元年度までの間、目標値をクリアしている。(図表 3)

また、資源化率の目標については、これまでのところ目標を下回って推移しており、このままでは目標達成は困難な状況である。(図表 4)

図表 3 区民 1 人 1 日あたりごみ量の目標と実績



図表 4 資源化率の目標と実績



1.2 第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画策定に向けた主な課題

本区の第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況、及び国内外の動向を踏まえ、計画策定に向けた主要課題として、以下の３点を取り上げることとする。

(1) ごみ・資源の適正排出促進について

前述のとおり、本区の資源回収量は伸び悩んでおり、資源化率は第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画の目標を下回って推移している。その大きな要因として、新聞や雑誌といった古紙の回収量が減少していることが挙げられるが、分別されずにごみとして捨てられてしまっている雑紙等の資源も依然として多いものと考えられる。これらの資源化を促進し、また区民からのごみの出し方についての問い合わせや苦情に対応するため、誰にでも分かりやすい分別方法の確立や啓発を図る必要がある。

また、本区では廃プラスチック類のリサイクルについては食品トレーとボトルに回収品目を限定している。海洋ごみや気候変動といった地球規模の環境問題が深刻化する中、本区においても、廃プラスチック類のさらなる発生抑制・資源化の推進が急務となっている。既に国ではプラスチック資源のさらなる循環に向けた法制度の検討が始まっており、東京都では「ゼロエミッション東京戦略」の中で廃プラ焼却量の４０％削減を掲げている。

このような動向を踏まえ、発生抑制を優先することを前提に、廃プラスチック類のさらなる資源化を図るため、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集を導入した場合の効果や課題について検討する必要がある。

(2) 食品ロス削減の推進について

「方針１ リデュース・リユースの推進」に基づき、区ではフリーマーケット実施団体への支援、リサイクルセンターでの再利用家具の無料提供、リユース食器の貸し出しなどに取り組んできた。

一方、第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画の策定後、国連で採択されたSDGsにおいて「2030年までに食品ロスを半減させる」ことが目標（ターゲット）の１つとして掲げられ、国においても令和元（2019）年に「食品ロス削減推進法」が制定・施行されるなど、食品ロスの削減は持続可能な社会を形成する上で重要な取組課題となっている。

本区においては、フードドライブの実施や食べきり協力店登録制度など独自の取り組みを展開してきたところであるが、食品ロス削減推進法の施行を受けて、

事業者、消費者等と連携し国民運動として食品ロスの削減を推進するため、さらなる取り組みが求められている。

(3) 事業系ごみの対策について

池袋地区をはじめ多くの事業所が集積する本区においては、事業系ごみの減量・資源化の促進は引き続き重要な課題である。

第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画の策定を受け、区では事業系ごみの民間収集移行の促進を軸に、事業者への適正排出指導、池袋駅周辺繁華街地域のごみの毎日収集の廃止と資源回収の導入など、様々な対策を講じてきたところである。

第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画の策定にあたっては、これら取り組みの成果を踏まえ、事業系ごみ対策の今後の方向性について検討する必要がある。

1.3 具体的施策の見直しについて

上記 3 つの主要課題も含め、3 つの基本方針ごとに第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況等を踏まえた上で計画策定の方向性を整理し、具体的施策の見直しを行った。具体的施策の見直しイメージを図表 5 に示す。

基本方針 1「リデュース・リユースの推進」にかかる具体的施策では、「リデュース・リユース施策の継続的な展開」「区民・事業者への情報発信（周知）」「事業者との連携によるリデュース・リユースの推進」といった取り組みを継続しつつ、新たに「食品ロス削減の推進」を具体的施策として加えることが必要と考えられる。

基本方針 2「質の高いリサイクルの実現」や基本方針 3「安定的で適正なごみ処理」においては、適正分別・適正排出の徹底を強化しつつ、「プラスチック製容器包装分別収集の導入検討」を新たな具体的施策として取り上げた。事業系ごみについては「事業系ごみのリサイクルの促進」や「事業所への情報提供・指導」を強化することを計画改訂ポイントとして取り上げている。

次章より、3 つの主要課題のそれぞれについて、本区におけるこれまでの取り組みや課題及び周辺動向等を整理し、施策の方向性を検討することとする。

図表 5 計画改訂の方向性（イメージ）



2. プラスチック製容器包装の分別収集による資源化の推進

2.1 本区におけるプラスチックごみのリサイクル

「プラスチック製容器包装」とは、商品を入れた「容器」や包んだ「包装」であって、中身の商品を使った後、不要となるプラスチック製のものをいい、形状も材質も多種多様である。(図表 6)

図表 6 主なプラスチック製容器包装

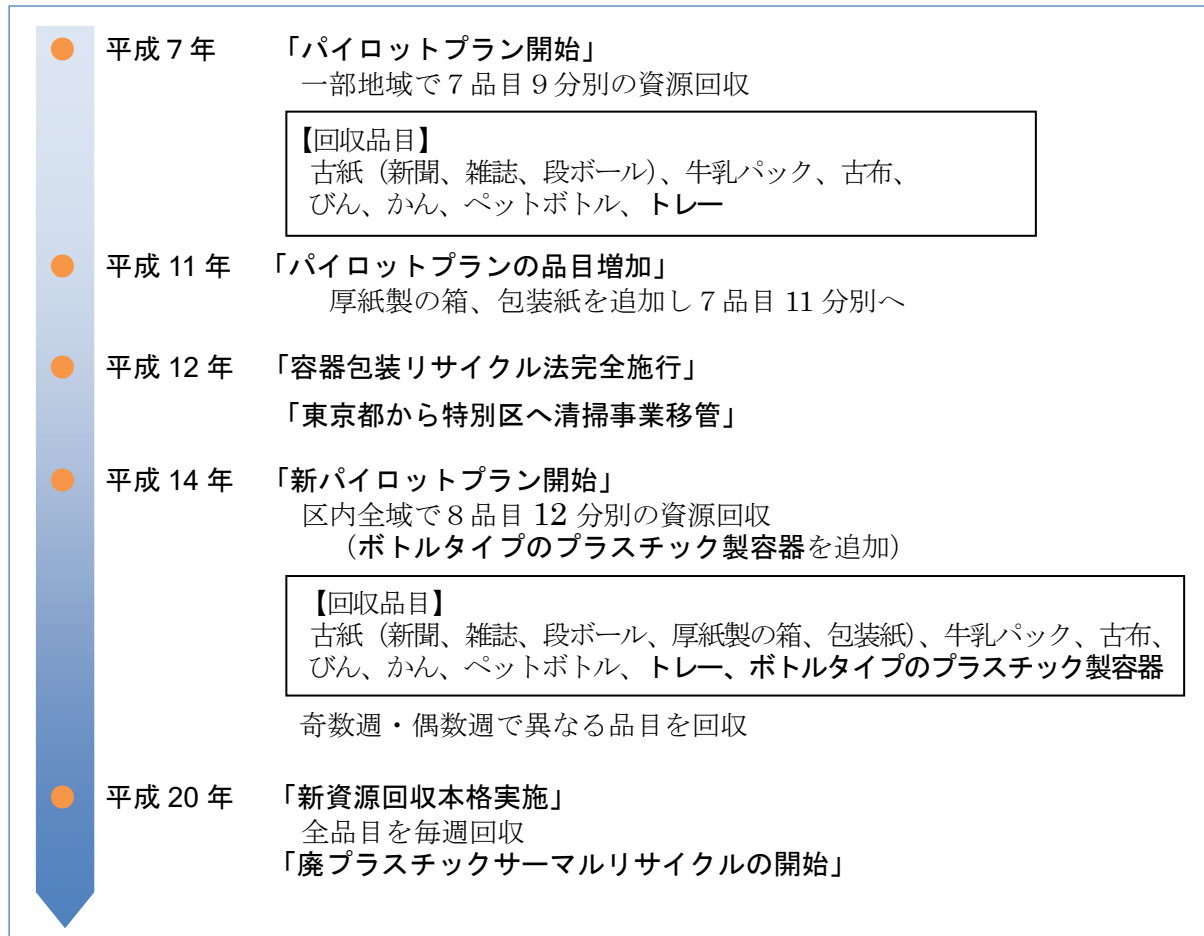


プラスチック類は容器包装材をはじめ生活のあらゆる場面で使われており、私たちの暮らしを支えている。反面、ごみとしてみた場合、埋立処分しても分解されない、焼却処理に伴い温室効果ガスが発生する、リサイクルが困難であるなど、プラスチック類はごみの 3R（リデュース・リユース・リサイクル）や適正処理を進める上で長年の課題となっている。

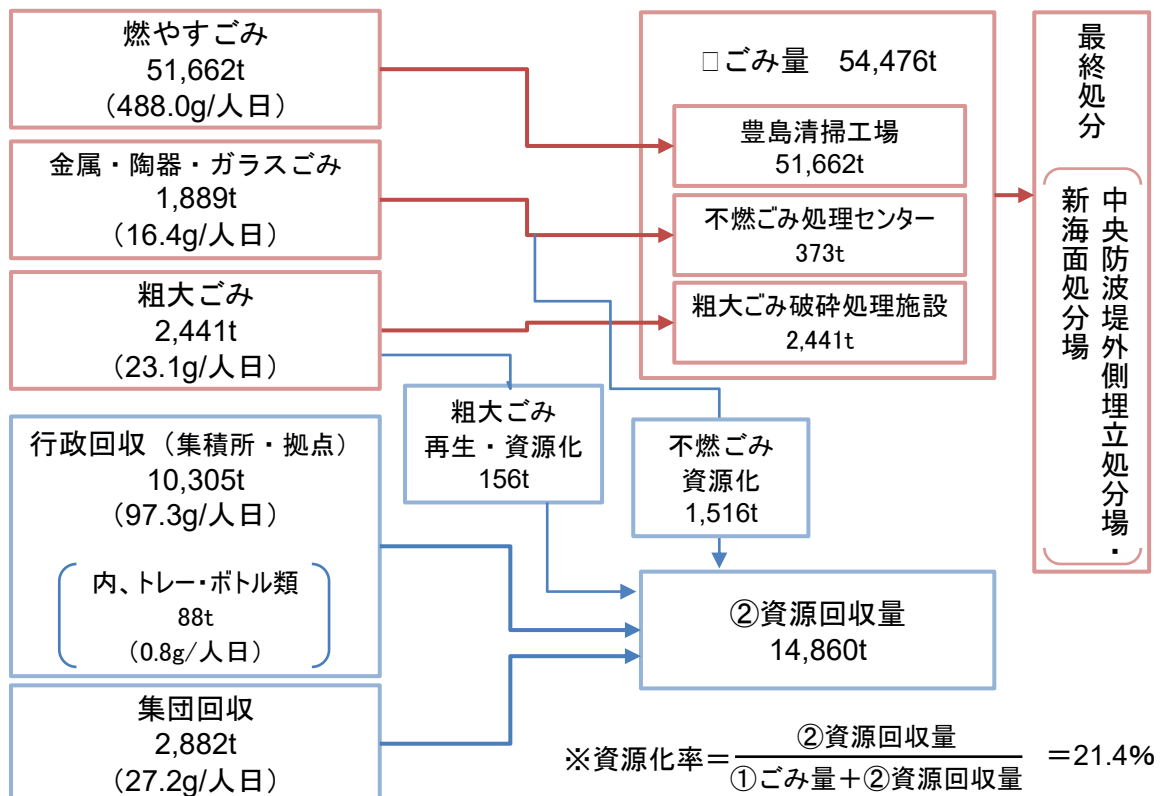
本区は、東京都から特別区への清掃事業移管以前の平成 7 年に「パイロットプラン」（トレイ類を含む 7 品目 9 分別の資源回収）を開始した。以降、資源回収体制の充実に取り組み、現在はトレイ・ボトル類を含む 8 品目 12 分別を毎週回収する「新資源回収」体制となっている。(図表 7)

令和元年度のトレイ・ボトル類の回収量は 88 トン、資源回収量合計は 14,860 トン、資源化率は 21.4%となっている。(図表 8)

図表 7 「新資源回収」開始までの沿革



図表 8 令和元年度のごみ・資源の流れ（実績）



2.2 プラスチックごみをめぐる動向

(1) 社会的な動向

世界においては、温室効果ガスによる気候変動問題が深刻化する中、SDGsの採択やパリ協定の発効など、国際社会が協力して温室効果ガス排出削減に取り組む枠組みの整備が進んでいる。また、マイクロプラスチックと化したプラスチックごみが生態系に与える影響が懸念される「海洋ごみ問題」も深刻化しており、プラスチックごみの発生抑制・排出抑制とリサイクル・適正処理は国際的な取り組み課題となっている。

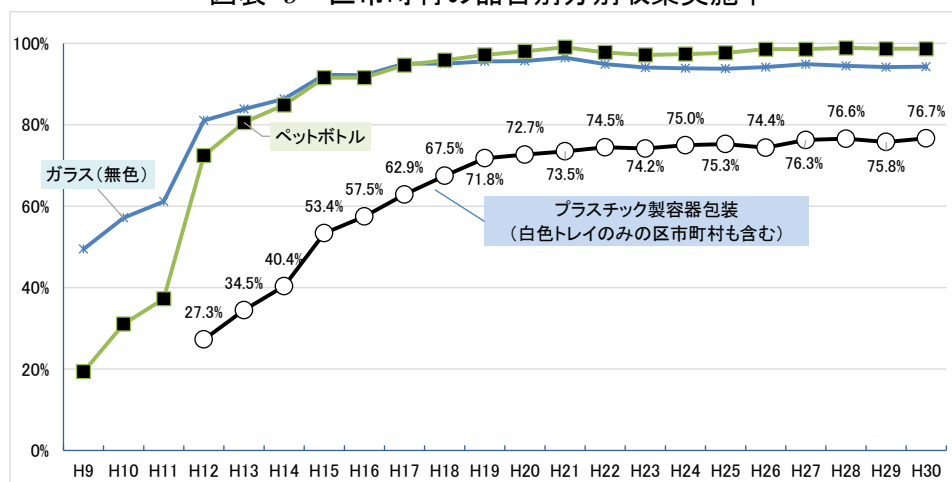
国は、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、ワンウェイプラスチックを2030年までに25%削減、容器包装プラスチックの6割をリユース・リサイクルするなどの目標を掲げている。令和2年7月にはレジ袋有料化が導入され、同月の中央環境審議会・産業構造審議会の合同会議では、「プラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収に向けた環境を整備」するなどの方向性が示されたところである。

東京都は、令和元年12月27日に公表した「ゼロエミッション東京戦略」および「プラスチック削減プログラム」にて、2030年目標として「プラスチックごみ焼却量40%削減」を掲げ、区市町村におけるプラスチック分別収集の拡大促進や事業系プラスチックのリサイクルの促進などを盛り込んでいる。

(2) 区市町村のプラスチック製容器包装分別収集導入状況

区市町村におけるプラスチックごみのリサイクルは、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集によるものが主である（指定法人ルートのおくみを図表10に示す）。また、全国的な区市町村の実施率は、平成30年度で76.7%となっている。

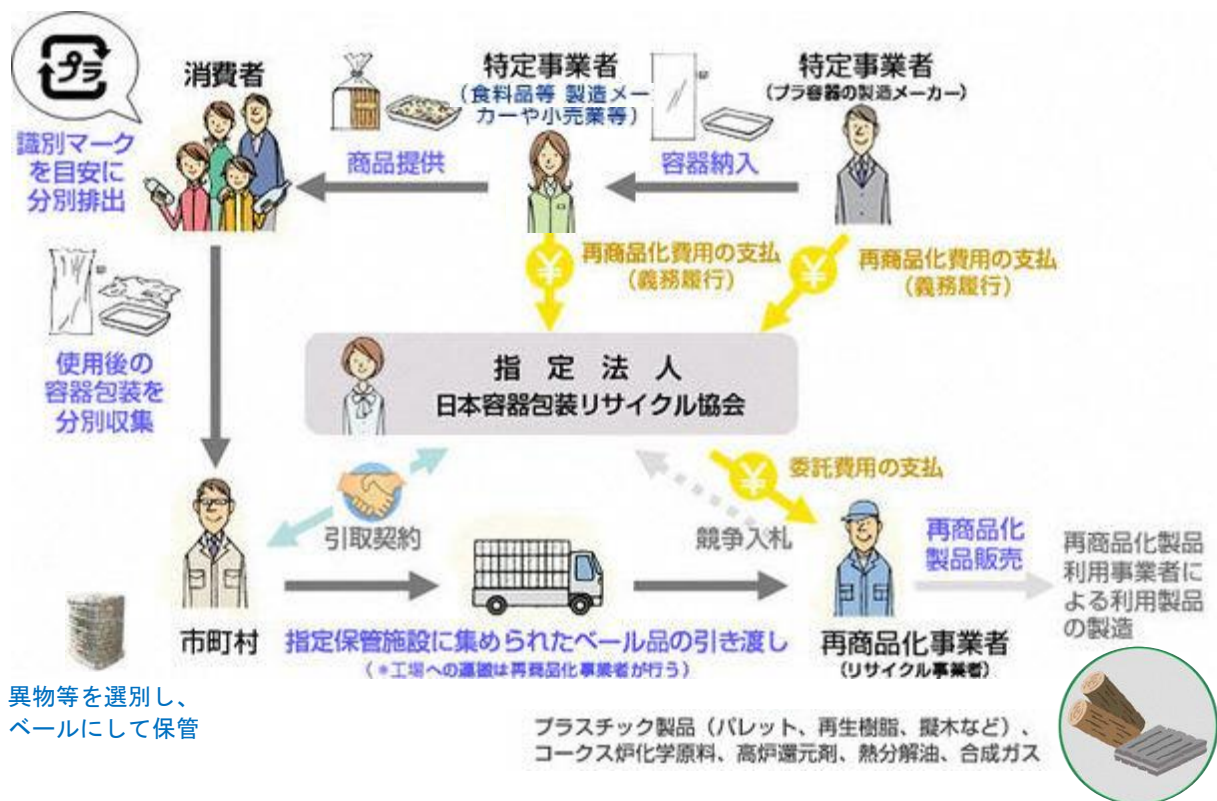
図表 9 区市町村の品目別分別収集実施率



資料：環境省報道発表資料

図表 10 指定法人ルートの仕組み

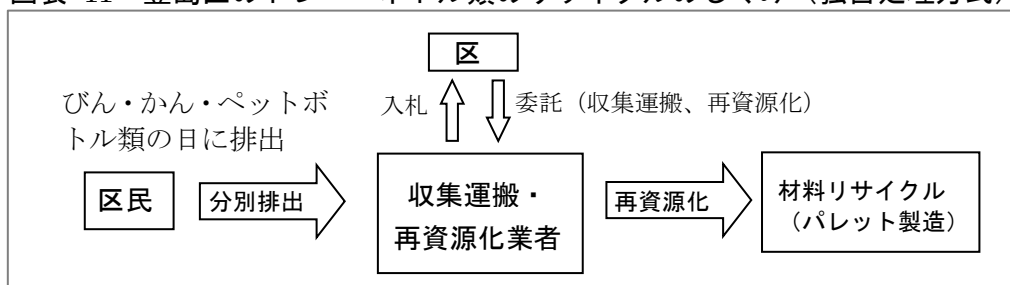
消費者	容器包装を分別排出
区市町村	容器包装を分別収集し、異物などを選別した後、圧縮保管
特定事業者（※）	再商品化費用の支払い
指定法人（日本容器包装リサイクル協会）	特定事業者から再商品化費用を集め、区市町村の保管場所ごとに入札で再商品化事業者を決定、委託費用の支払い
※容器包装を利用するメーカーや小売店、容器の製造事業者	



資料：（公財）日本容器包装リサイクル協会ホームページ画像を編集

本区においては、区民が排出したトレイ・ボトル類は、区が委託する収集運搬・再資源化業者（入札で決定）により再資源化されている。容器包装リサイクル法の「指定法人ルート」を用いないこの方式は、「独自処理方式」と呼ばれている。

図表 11 豊島区のトレイ・ボトル類のリサイクルのしくみ（独自処理方式）



東京 23 区においては、令和 2 年 4 月現在、12 区がプラスチック製容器包装の全品目を対象として分別収集を行っており、全てが指定法人ルートを利用している。本区を含む 5 区が、トレーやボトルなど一部のプラスチックを対象に集積所収集を実施している。（図表 12）

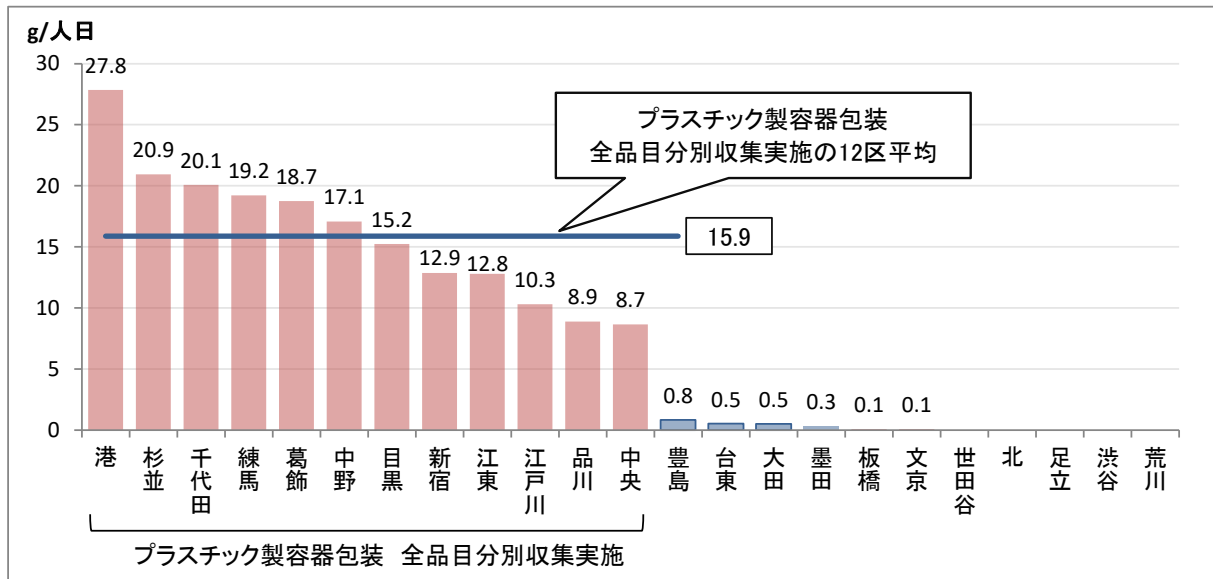
プラスチック製容器包装の分別収集を行っている 12 区の区民 1 人 1 日当たりのプラスチック回収量（令和元年度）は、加重平均で 15.9g/人日となっている（図表 13）。

図表 12 23 区のプラスチック類の分別収集状況

分類	区名	分別対象品目	回収方法	指定法人・独自処理	指定法人ルートの場合の指定保管場所
全てのプラスチック製容器包装を分別収集	千代田	プラ製容器包装・プラ製品※	週1回 集積所回収	指定法人	足立区（民間）
	中央	プラ製容器包装	週1回 集積所回収	指定法人	大田区（民間）
	港	プラ製容器包装・プラ製品※	週1回 集積所回収	指定法人	港資源化センター
	新宿	プラ製容器包装	週1回 集積所回収	指定法人	足立区（民間）
	江東	プラ製容器包装	週1回 集積所回収	指定法人	江東区（民間）
	品川	プラ製容器包装	週1回 集積所回収	指定法人	品川区（民間）
	目黒	プラ製容器包装	週1回 集積所回収	指定法人	大田区（民間）
	中野	プラ製容器包装	週1回 集積所回収	指定法人	足立区（民間）
	杉並	プラ製容器包装	週1回 集積所回収	指定法人	足立区（民間）
	練馬	プラ製容器包装	週1回 集積所回収	指定法人	和光市（民間）
	葛飾	プラ製容器包装	週1回 集積所回収	指定法人	足立区（民間）
	江戸川	プラ製容器包装	週1回 集積所回収	指定法人	江戸川区（民間）
一部のプラスチック製容器を分別収集	台東	食品発泡トレー・食品発泡カップ	週1回 集積所回収	独自処理	—
	墨田	発泡食品トレー	週1回 集積所回収	独自処理	—
	大田	発砲スチロール・発泡トレー	週1回 集積所回収	独自処理	—
	豊島	発泡トレー・ボトル類	週1回 集積所回収	独自処理	—
	荒川	白色発泡食品用トレー	週1回 集団回収	独自処理	—
拠点回収	文京	発泡トレー、ボトル	拠点回収	指定法人	足立区（民間）
	世田谷	発泡（色付き・白色）、透明容器、ペットボトルキャップ	拠点回収	独自処理	—
	渋谷	発泡トレー	拠点回収	独自処理	—
	北	発泡トレー	拠点回収	独自処理	—
	板橋	トレー・ボトル類	拠点回収	指定法人	足立区（民間）
なし	足立				

※プラスチック製品は独自処理

図表 13 区民 1 人 1 日当たりのプラスチック回収量 令和元年度



※清掃事業年報別冊 令和元年度 III リサイクル編より作成

2.3 プラスチック製容器包装の分別収集導入をめぐる主な論点

プラスチックごみについては、まずリデュース（発生抑制・排出抑制）を進め、それでも排出されてしまうものは、さらなるリサイクルを推進し、焼却処理に伴う温室効果ガスの削減に資するとともに、資源としての有効利用を図ることが求められている状況である。その方法としては、安定的な再商品化ルートが確立されているプラスチック製容器包装の分別収集（指定法人ルート）が妥当と考えられる。

他方、新たなリサイクルを開始するにあたっては、区民の分別排出等の負担や、追加的な費用が必要となる、などの課題が考えられる。

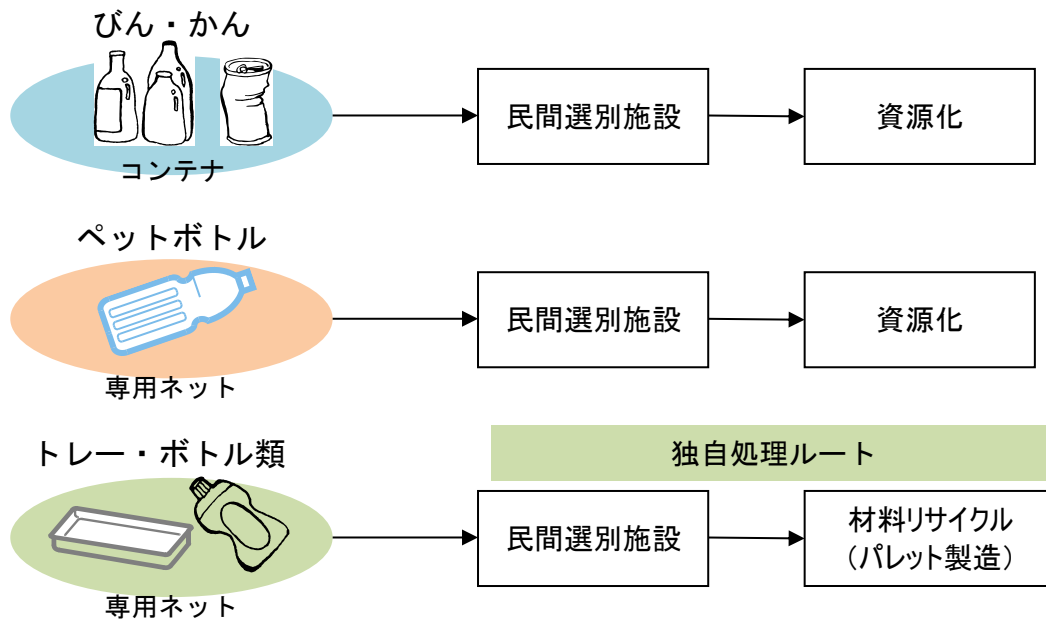
そこで、プラスチック製容器包装分別収集導入の是非を検討するため、以下の6点について分析を加えるとともに、課題や考え方等を整理した。

- (1) 発生抑制・排出抑制（リデュース）の推進への寄与
- (2) どの程度のごみ減量・資源化推進が期待できるか
- (3) 温室効果ガスはどの程度削減できるか
- (4) 費用はどの程度かかるか
- (5) 選別・保管場所の確保
- (6) 区民の手間・分かりやすさ

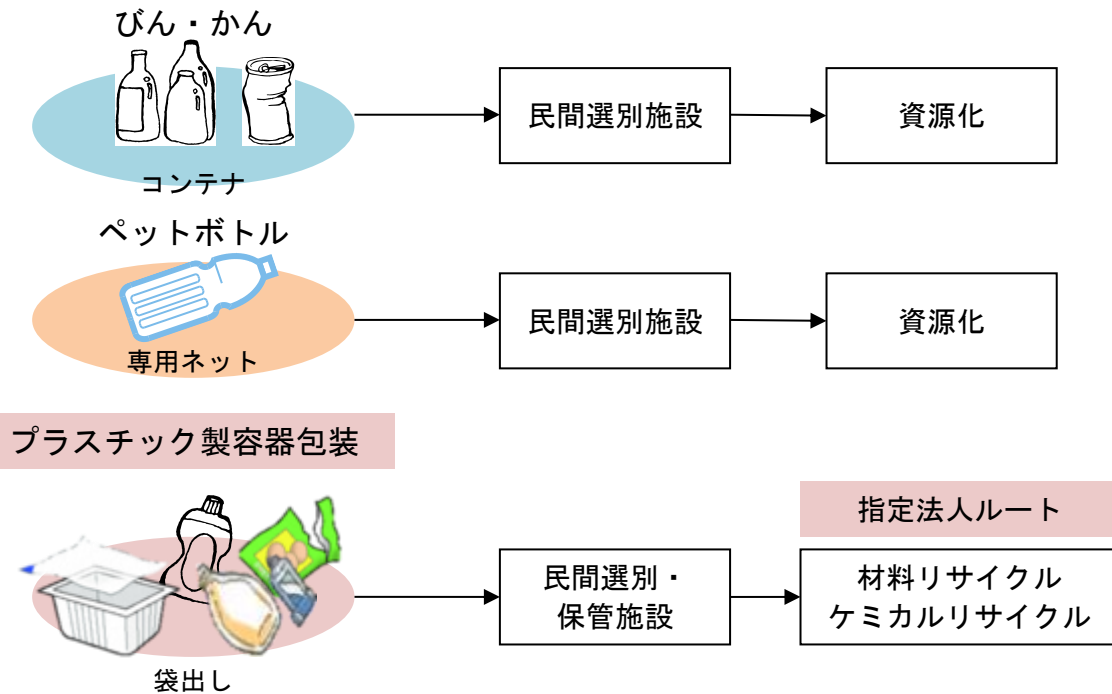
現在の分別収集（トレイ・ボトル類）と比較対象とするプラスチック製容器包装全品目分別収集（以下、「全プラ案」という）の概要は、図表 14 のとおりである。

図表 14 【現状】システムと【全プラ案】の概要

【現状】現在の「びん・かん・ペットボトル類」の出し方



【全プラ案】プラスチック製容器包装全品目を指定法人ルートでリサイクル



(1) 発生抑制・排出抑制（リデュース）の推進への寄与

プラスチックごみ対策においては、リサイクル（再生利用）よりもリデュース（発生抑制・排出抑制）が優先されるべきである。既に EU など海外では、トレーやストローなどのワンウェイ（使い捨て）プラスチックの流通を法規制する動きが始まっており、大企業においては、使い捨てプラスチックの使用を廃止したり代替素材に置き換えたりするなどの動きが見られる。令和 2 年 7 月からは、レジ袋有料化が導入されている。

プラスチック製容器包装の分別収集は、燃やすごみ量を減らす効果はあるが、プラスチック製容器包装そのものの排出量を減らすものではない。本区においては引き続きプラスチックのリデュースの大切さを訴え、マイバッグの使用だけではなく、ワンウェイプラスチックや過剰包装を避けるなどの身近な発生抑制・排出抑制行動に取り組むよう、情報発信していくことが必要と考える。

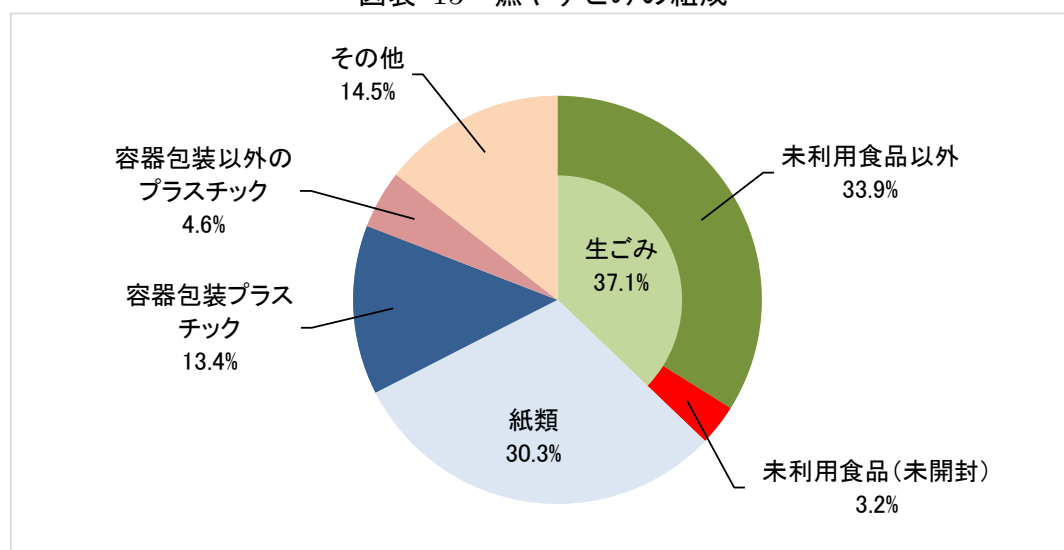
また、区役所自体も排出事業者として、排出量を抑制していくことが必要である。現在まで職員向けにマイバッグ持参の依頼や、イベント等でのリユース食器の貸出等を行っているが、今後は区施設や公園等の店舗で使用する食器等の脱プラスチック化を進めるべく検討を行う必要がある。

(2) どの程度のごみ減量・資源化推進が期待できるか

令和元年度の豊島区廃棄物排出実態調査によると、燃やすごみの中には 13.4% のプラスチック製容器包装が含まれている。（図表 15）

令和元年度の燃やすごみ量 51,662 トンに単純に掛け合わせれば、6,923 トンのプラスチック製容器包装が焼却処理されている計算となる。

図表 15 燃やすごみの組成

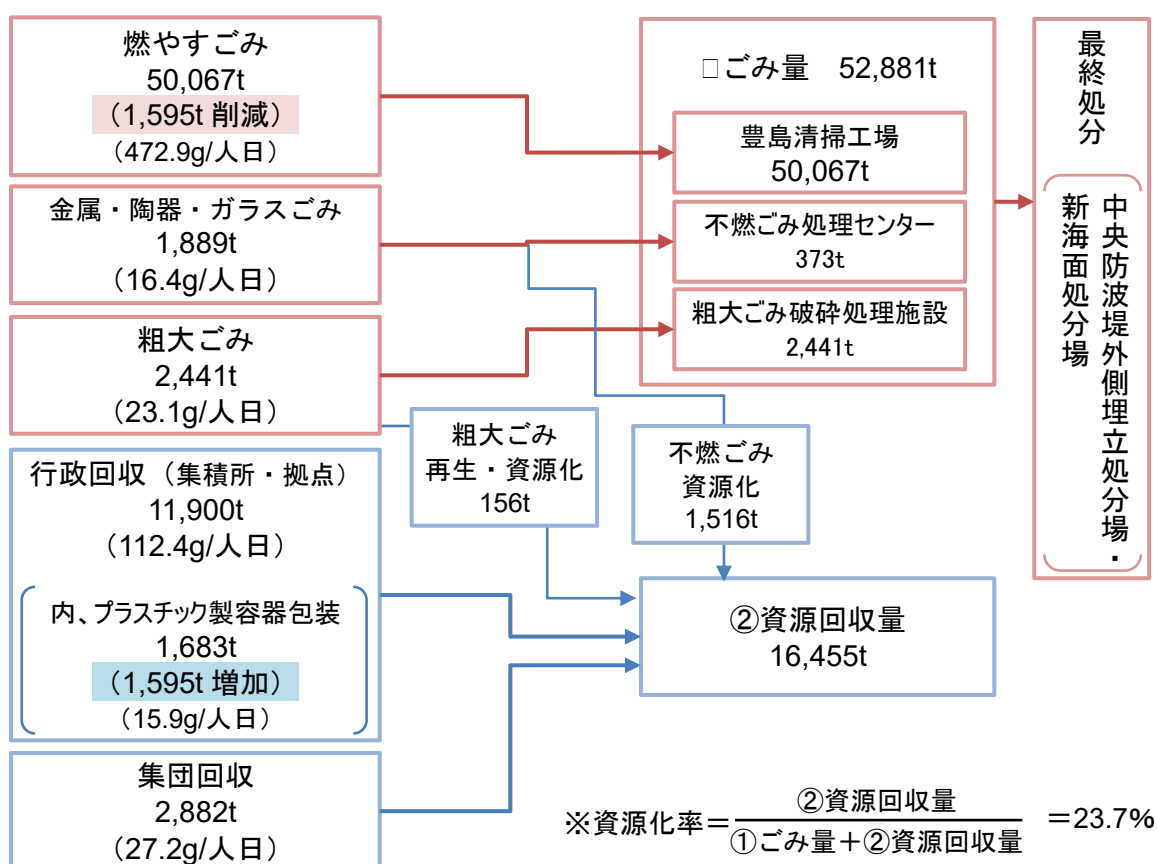


資料：令和元年度豊島区廃棄物排出実態調査

汚れたプラスチック製容器包装はリサイクルできないことや、区民の分別協力量等を考慮すると、燃やすごみ中のプラスチック製容器包装を全て分別収集することは出来ない。

既に全品目分別収集を導入している他区の例（図表 13）を参考に、区民 1 人 1 日あたりのプラスチック製容器包装分別収集量を 15.9g/人日（年間 5.8 kg/人）と仮定すれば、燃やすごみの収集量は令和元年度実績の 51,662 トンから 1,595 トン減少し、50,067 トンとなる。また、資源化率は、令和元年度実績の 21.4% から、23.7%に上昇することが期待される（図表 16）。

図表 16 プラ製容器包装分別収集の導入シミュレーション（令和元年度資源化率）



(3) 温室効果ガスはどの程度削減できるか

プラスチック製容器包装の分別収集を導入した場合、収集運搬車両の増加や、焼却施設において廃棄物発電量が減少する分は CO₂ の増加要因となるものの、プラスチックを焼却せずにリサイクルすることにより、全体としては CO₂ の削減になることが期待される。試算した結果は図表 17 のとおり、約 2,600 トンの CO₂ 削減効果となった。これは、約 300ha（東京ドーム 63 個分）のスギの人工林が 1 年間に吸収する CO₂ 量に該当する（※）。

※林野庁の試算（スギ人工林 1ha の年間 CO₂ 吸収量 8.8 トン）による。

容器包装リサイクル法の指定法人ルートの場合、区市町村が分別収集し、選別・保管したプラスチック製容器包装のべール品をどのような手法で再商品化するかは、日本容器包装リサイクル協会による入札結果で決まるため、区市町村は再商品化手法の決定に関与できない。

そのため、図表 17 の試算では、材料リサイクルとケミカルリサイクルの比率を平成 30 年度の全国実績値を用いている（材料リサイクル 43%、ケミカルリサイクル 57%）。

なお、材料リサイクルとケミカルリサイクルの特徴、メリット・デメリットについては、次の図表 18 のとおり整理される。

図表 17 プラスチック製容器包装分別収集導入による CO₂ 削減効果の試算

項 目		単位:t-CO ₂ 全プラ案
①収集運搬に伴うCO ₂ 排出増(※1)		43
②再商品化による CO ₂ 削減効果 (※2)	材料リサイクル	-1,132
	ケミカルリサイクル	-2,945
	小計	-4,077
③焼却施設におけるエネルギー回収量の 減少によるCO ₂ 排出増(※3)		1,388
合 計		-2,647

※1 収集運搬車両台数は現状よりも 5 台増えるものとして試算。

※2 材料リサイクル、ケミカルリサイクルそれぞれに排出係数を掛けて算出。排出係数は、「プラスチック製容器包装再商品化手法およびエネルギーリカバリーの環境負荷評価」（海洋プラスチック問題対応協議会、2019）による。

※3 焼却施設での廃棄物発電が少なくなり売電量が減る分、電力会社での発電による CO₂ が増加する量。※2 の資料による排出係数を、清掃一組清掃工場の発電効率 15.1% で補正して算出。

図表 18 プラスチック製容器包装の再商品化手法の概要

分 類	材料リサイクル	ケミカルリサイクル
手法の概要	プラスチックをプラスチックのまま原料にして新しい製品を作る手法	プラスチックに圧力や熱を加えて、元の石油や基礎化学原料に戻して再利用する手法
再商品化製品	・パレット  ・建築資材  ・擬木  ・再生ペレット  など	・高炉還元剤 (廃プラスチックを高炉で微粉炭の代わりに還元剤として投入) ・コークス炉化学原料化 (廃プラスチックから、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る) ・ガス化 (アンモニア等の化学原料や発電用燃料ガスの製造) ・油化 (平成 23 年度から実績無し) など
メリット	・プラスチック資源として長く使える	・多少の汚れがあっても処理できる ・再商品化コストが安価な手法が多い
デメリット	・異物や汚れの除去を徹底する必要がある、再商品化の際の残が多い (約 50%) ・質の高いものはできず、元の製品には戻らない ・再商品化コストが比較的高い	・高炉還元剤やコークス炉化学原料化は、一度使って終わりとなる

(写真は日本容器包装リサイクル協会ホームページより転載)

(4) 費用はどの程度かかるか

プラスチック製容器包装を分別収集した場合、収集運搬車両の増加に伴う費用増と民間委託による選別処理・保管費用が、コスト増加分になる。

図表 19 は、1,683 トンのプラスチック製容器包装を分別収集する際の車両台数の増加分、選別・保管にかかる単価を想定し、追加的費用を試算したものである。実際にかかる費用については、中間処理（選別・保管）場所をどのように確保するか等も含め、精査する必要がある。

図表 19 プラスチック製容器包装の分別収集を導入した場合の追加費用試算

単位:億円/年

項 目	費 用
収集運搬費(増加分)※1	1.44
選別・保管経費(増加分)※2	1.91
合計	3.35

※1 収集運搬車両の増加分が5台、年間経費を2400万円/台と想定

※2 選別単価をトンあたり12万円と想定

(5) 選別・保管場所の確保

容器包装リサイクル法上、分別収集したプラスチック製容器包装は、そのまま再商品化事業者引き渡すのではなく、「分別基準適合物」にする必要がある。すなわち、収集物を破袋し、異物や汚れた物を選別除去し、ベール品（圧縮・梱包して俵状にした物）にするための選別・保管場所の確保が必要である。



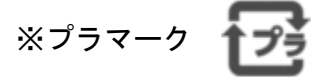
プラスチック製容器包装の選別工程とベール品
(日本容器包装リサイクル協会ホームページより)

多くの市町村でプラスチック製容器包装の選別・保管は、収集効率や事業の安定性を考慮し、自区域内のリサイクルセンター等で行われているが、都区部では区外の民間施設に委託している例がほとんどであり、人口密度が非常に高く事業活動も集積している本区においても、自区域内に選別・保管場所を確保するのは困難であると考えられる。

現在、区が収集しているトレイ・ボトル類は、区外（足立区）の民間処理施設に選別作業を委託しており、その量は平成30年度で年間105トンである。収集量が約15倍になると想定されるプラスチック製容器包装の選別・保管場所が確保できるかどうかは、事業の実現可能性を大きく左右する。

(6) 区民の手間・分かりやすさ

プラスチック製容器包装を分別する際には、プラマーク（※）の有無が分別の目安となる。しかしながらレジ袋やラップなど、プラマークが直接印刷されていない容器包装もある。また、法的にはクリーニングの袋（中身が商品ではない）やCD ケース（中身を使った後も不要にならない）は容器包装廃棄物の対象外となるなど、判断が難しい場合がある。



また、内容物や付着物が残るプラスチック製容器包装はそのままではリサイクルできないため、「さっと水洗いして」排出することが必要である。汚れや付着物を落とすことが困難なものについては、プラスチック製容器包装としては出さず、ごみ（燃やすごみ）として排出するよう、分別ルールを徹底する必要がある。

さらに、分別収集したプラスチック製容器包装を効率よく破袋し、選別ラインを乗せるためには、区民が排出する際、二重袋（排出袋の中にさらに袋が入っている状態）にならないよう、区民に要請する必要がある。

プラスチック製容器包装の分別収集を導入しても、その中に多くの汚れたプラスチック類や紙類や生ごみなどの異物が混入してしまうと、指定法人に引き渡すための選別処理段階における区のコスト負担増の要因となってしまうとともに、分別収集品の質が低下し、環境負荷の増大につながってしまう恐れがある。一定の品質のプラスチック製容器包装を、なるべく区民の手間・負担とならない形で分別排出していただくよう、分別排出ルールのあり方とその周知・徹底方法については、十分な検討が必要と考えられる。

2.4 プラスチック製容器包装の分別収集導入に向けた検討の必要性

本区においてプラスチック製容器包装の分別収集を導入した場合の効果や課題について考察した。プラスチック製容器包装の分別収集導入は、ごみ（燃やすごみ）の減量と資源化率の向上、温室効果ガス削減効果が得られる一方で、区民にとって分別の分りにくさや手間があることや、収集運搬および選別・保管に大きなコストがかかることが課題であることが明らかとなった。また、選別・保管を行う場所や委託事業者の確保は、事業の実施可能性を大きく左右すると考えられる。

加えて、プラスチック製容器包装の分別収集は、プラスチック製容器包装そのものの排出量を減らすものではない。プラスチック資源の循環のあり方を考える上で、最も重視すべきリデュースを進めるため、本区においては引き続き必要な発生抑制・排出抑制策に取り組むことが必要である。

以上より、本区においては引き続きプラスチック製容器包装の分別収集導入に関する検討を行うべきである。その際、区民にとって分かりやすい出し方、実際にかかるコストや環境負荷等について、実態調査や実証試験等に基づきさらに具体的な検証を加えた上で、導入のあり方を判断すべきと考える。その際、国においてプラスチック資源循環のための新たな制度づくりが検討されていることを踏まえ、国に拡大生産者責任の推進を働きかけるとともに、国や都の新たな制度に関する動向についても十分に留意されたい。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、在宅勤務への移行など生活スタイルや事業活動の変化にも十分注視されたい。特にごみや資源物の収集・回収の際の感染防止については、区の状況に応じて、必要な対応を図られたい。

3. 食品ロスの削減推進について

3.1 食品ロスの現状

(1) 食品ロスとは

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいい、

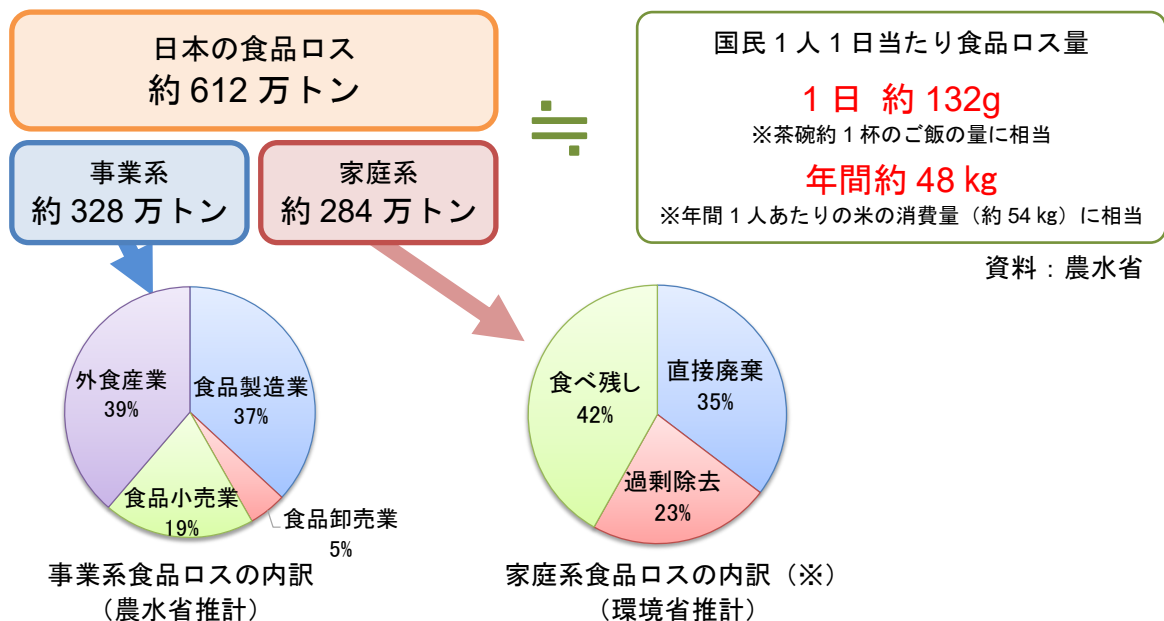
- ・ 家庭であれば、消費期限切れの食品、食べ残し、調理の際の過剰除去
- ・ 事業所であれば、製造段階における可食部分の廃棄、流通・販売段階における売れ残り品、飲食店などにおける食べ残しなどがあげられる。

国全体では年間で 612 万トンの食品ロスが発生し（2017 年度）、その約 46% の 284 万トンが家庭から排出されていると推計されている。（図表 20）

家庭から排出される食品ロス 284 万トンの内訳は、好みではない、食べ切れないなどして捨てられる「食べ残し」が 42%と最も多く、賞味期限切れ等によりそのまま捨てられてしまう「直接廃棄」が 35%、野菜の皮を厚くむきすぎるなどの「過剰除去」が 23%と推計されている。

一方、事業系食品ロスの中で最も多いのは「外食産業」からのもので 39%、次いで「食品製造業」が 37%、「食品小売業」が 19%、「食品卸売業」が 5%となっている。

図表 20 日本の食品ロス発生量（2017 年度）



※ 直接廃棄：賞味期限切れ等により、料理の食材又は食品として使用・提供されずにそのまま廃棄したもの。

食べ残し：使用・提供された食品のうち、食べ残して廃棄したもの。

過剰除去：調理時に大根の皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に、過剰に除去した可食部分が廃棄されたもの。

(2) 国や都の動向

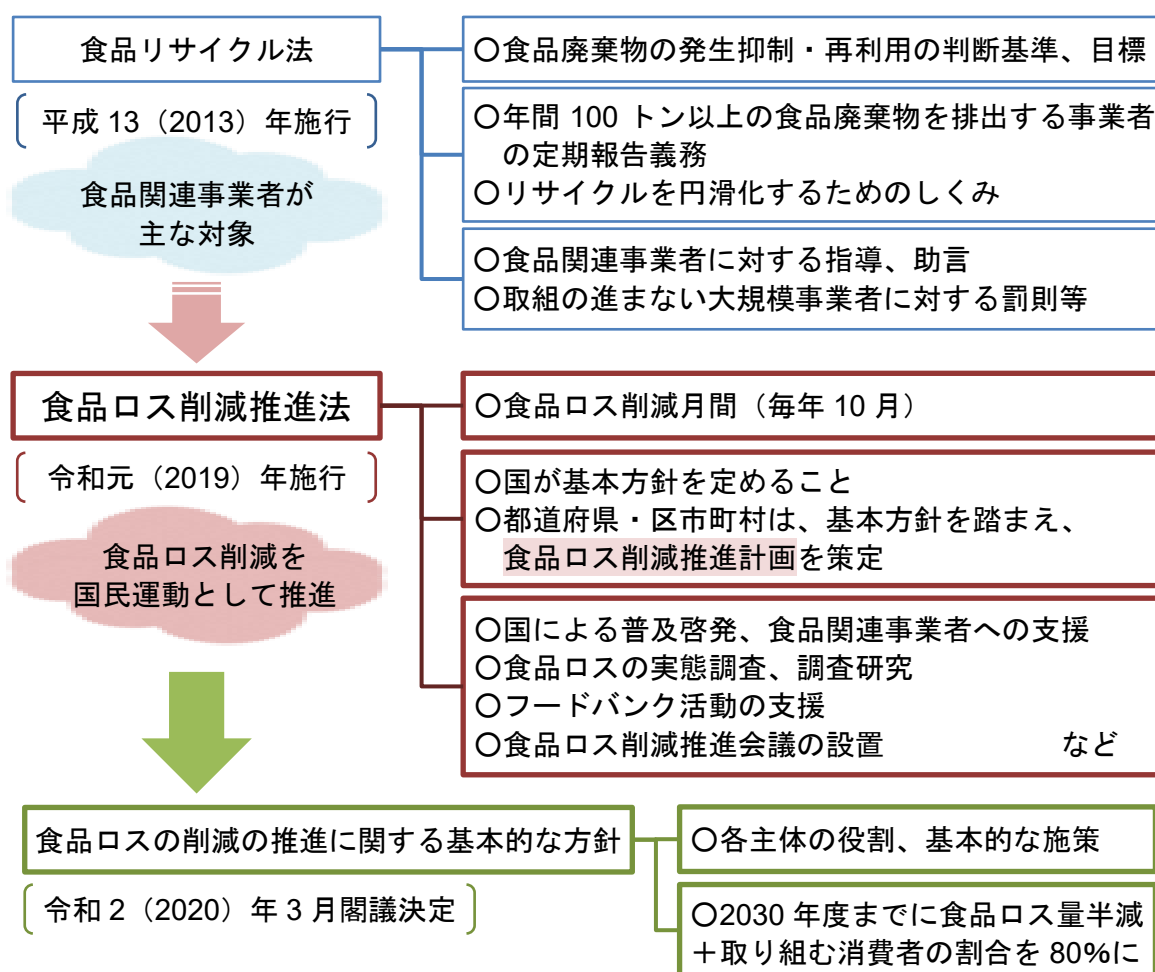
①食品ロス削減推進法の施行と国の基本方針

平成 12（2000）年に制定、翌年施行された「食品リサイクル法」は、食品メーカーや流通・販売事業者、飲食関連事業者といった食品関連事業者を主な対象にしている。排出抑制や再利用の目標を設定し、食品廃棄物の発生量が年間 100 トン以上の事業者には定期的な報告を義務づけ、取り組みが不十分な場合には、国からの勧告・命令・罰金等がある。

一方、令和元（2019）年に制定、施行された「食品ロス削減推進法」は、国・地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減に取り組むことを目的としている。

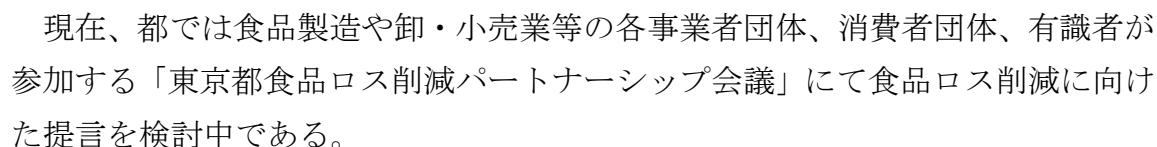
食品ロス削減推進法に基づき令和 2（2020）年 3 月に閣議決定した国の基本方針では、食品ロス量を平成 12（2000）年度比で令和 12（2030）年度までに半減させることを目標として定めている。また、区市町村には「食品ロス削減推進計画」策定の努力義務が課せられた。

図表 21 国の食品ロスに関する主な法律・基本方針



東京都は、平成 28（2016）年 3 月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～」を策定した。食品ロス削減施策として、フードバンク活動の促進や飲食店での食べきり運動の推進等を区市町村や NPO 等と連携して進めるとしている。

図表 22 「ゼロエミッション東京戦略」抜粋



23

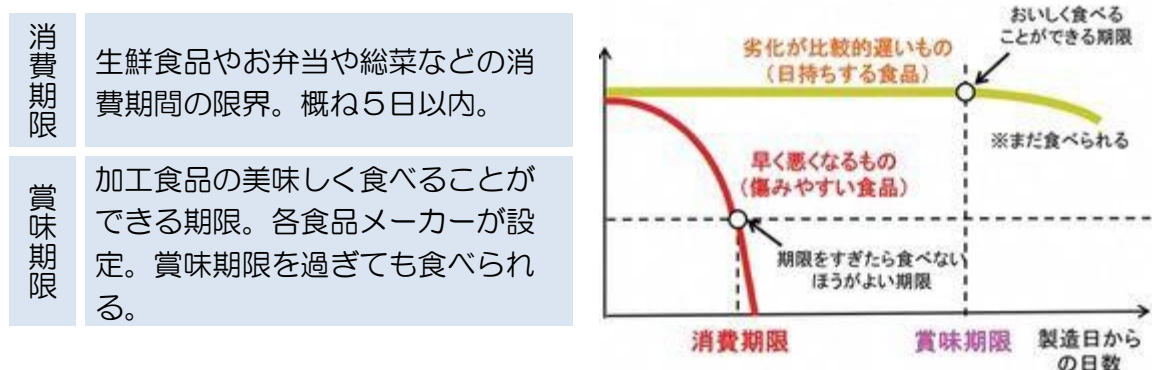
3.2 食品ロス削減のための取り組み例

食品ロスは、製造、流通・販売から消費に至る様々な段階で発生している。国の基本方針でも食品ロスの削減にはどこか 1 ヲ所で対策を取るのではなく、「様々な関係者が連携してサプライチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開する」ことが必要としている。主な取り組みを以下に例示する。

(1) 商慣習の見直し

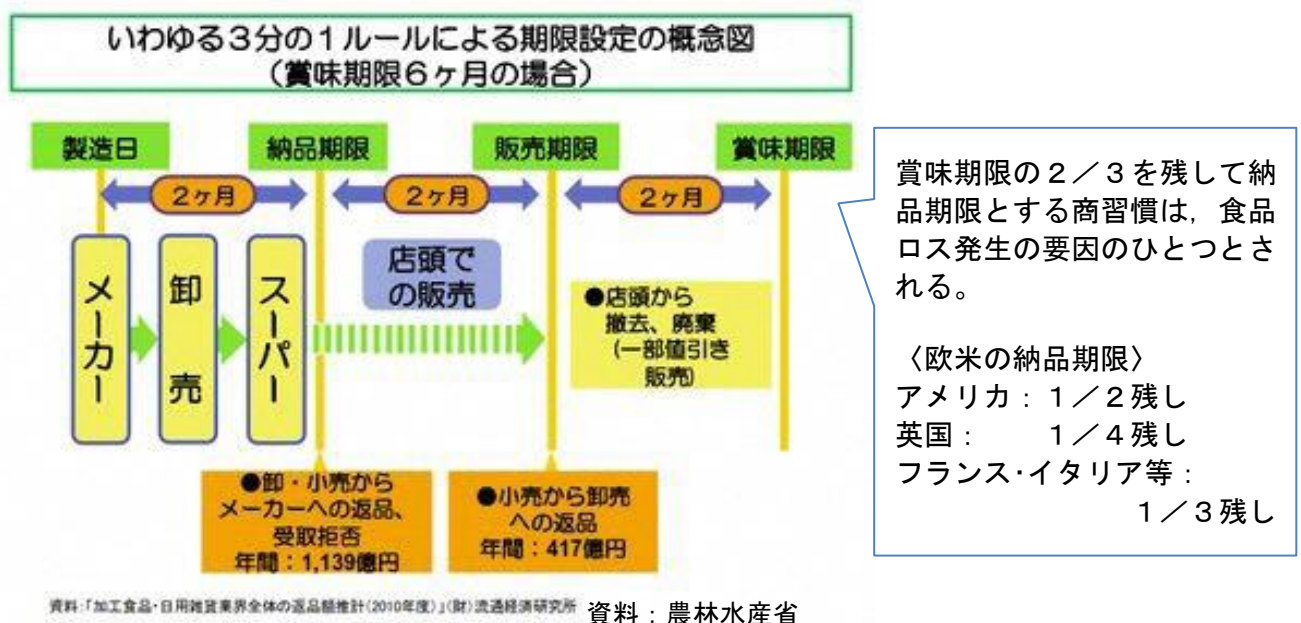
賞味期限・消費期限切れによる食品ロスの削減や、賞味期限に関する日本独自の商慣習に由来する食品ロスを削減するため、国と業界団体等が協議を行い、対応を図っている。

□賞味期限・消費期限とは



資料：農林水産省

□食品流通のいわゆる「3分の1ルール」とは



□賞味期限・消費期限をめぐる課題

消費者が賞味期限と消費期限を混同し、まだ食べられる賞味期限切れ食品を捨ててしまうこともある。

賞味期限の「年月日」記載の問題（流通の納品期限が厳しくなる、消費者に「1日でも過ぎたら食べられない」と誤解を与えてしまう）。

食品メーカー・流通・販売のいわゆる「3分の1ルール」の商慣習で大量の返品や食品ロスが出てしまう。

□国や関連業界の対応

①「賞味期限延長」と「年月表示化」

食品の賞味期限設定方法について、統一ガイドラインを検討。「賞味期限延長」「年月表示化」が徐々に進む。

②納品期限の緩和

国が卸・小売関連団体に「納品期限緩和」を要請。大手事業者によるいくつかの食品サプライチェーンでは緩和に応じている。

(2) 食品ロス削減月間・食品ロス削減の日

食品ロス削減推進法が令和元（2019）年10月1日に施行され、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定められた。昨年度農水省では、全国のスーパーマーケットなどに協力を呼びかけ、ポスター等による啓発を実施した。



資料：農水省

(3) 飲食店における「食べきり」「持ち帰りの促進」

国では、令和元年 5 月に飲食店における食べ残し対策や食べ残しの持ち帰りに取り組むにあたっての衛生的な観点も含めたガイド「外食時のおいしく『食べきり』ガイド」を作成した。



『外食時のおいしく「食べきり」ガイド』抜粋

飲食店などの企業が参加する「ドギーバッグ普及委員会」では、自己責任で持ち帰りができることを明示した店舗ステッカーを考案し、ステッカーの利用を希望する店舗や区市町村等が自由に利用できる啓発資材として提供している。



店舗ステッカー

(4) 30・10 運動

「30・10 運動」とは、宴会や会食時の食べ残し削減ためのキャンペーンで、

- ・乾杯後 30 分は席を立たずに料理を楽しむ
- ・お開き 10 分前になったら自分の席に戻り、再度料理を楽しむことを呼びかけるものである。長野県松本市が「残さず食べよう！30・10 運動」の名称で取り組んでいたところ、国の事例紹介等により全国に広がったものである。



国が配布する会食用・宴会用 POP 見本

(5) 啓発用ビデオ・リーフレットの作成

食品ロス削減の啓発ビデオや情報ページを取りまとめ、ホームページで公開する取り組みは各市町村で行われている。

例えば札幌市では「さっぽろゴミコミュニケーション」という消費者向けキャンペーンの一環として、「冷蔵庫お片付けパンフレット」や食品の保存や食べきりレシピを紹介する動画等をホームページに掲載している。



札幌市 冷蔵庫お片付けパンフレット



札幌市 食品ロス削減動画のホームページ掲載

3.3 本区での取り組み

本区における食品ロス削減の主な取り組みは以下のとおりである。

(1) 食べきり協力店

区では、小盛メニューの導入など食べ残し削減の取り組みを行う「食べきり協力店」を募集・登録し、区ホームページに掲載している。登録店には、ステッカー、ポスター、POPの配布を行っている。

令和2(2020)年8月現在16店舗がホームページに掲載されている。



食べきり協力店に掲示されたポスター

食べきり協力店募集チラシ抜粋



・食べきり協力店を募集しています。

食べきり 協力店とは

食べ残しや調理段階での仕込みすぎ等、まだ食べられるのに捨てられてしまうものを「食品ロス」と呼んでいます。

すべての方が最後までおいしく食べきり、生ごみの減量、食品ロスの削減を実現するには、飲食店、宿泊施設等のみならずのご理解とご協力が必要不可欠です。

ぜひ「豊島区食べきり協力店」として登録いただき、下記取り組み項目の実践をお願いいたします。

※登録店舗にはステッカー、ポスター、POPを配布します

登録のメリット

- ・食べ残しが減ることで、生ごみが削減できます。
- ・環境にやさしいお店、さまざまな方に配慮したお店としてお客様のイメージアップにつながります。
- ・区のホームページに掲載してお店の取り組みなどの情報をPRします。

登録要件 ※1つ以上の実践で登録できます。

- ☐ 小盛メニュー等の導入
例) ご飯や料理の量の調整、小盛りメニューやハーフサイズメニュー等の設定
- ☐ 食べ残しを減らすための呼びかけ
例) 注文時に適量メニューの案内、苦手食材の取り替えの案内、宴会での食べきり(30・10運動)の呼びかけ
- ☐ ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた周知活動の実施
例) ステッカー・ポスター・ポップの設置、メニューに食べ残し削減推奨を記載
- ☐ 食品廃棄物のリサイクル
例) 仕込み過ぎや食べ残し食品の飼料化・堆肥化等
- ☐ その他の食べ残しを減らすための工夫
例) 料理を食べきった際に、顧客への割引やクーポン券の発行

(2) フードドライブの実施

区では、家庭で余っている食品を提供いただき豊島区民社会福祉協議会を通じて区内の子ども食堂や食品提供を必要とする方々に提供する「フードドライブ」を平成 29（2017）年度から実施している。

平成 29（2017）、平成 30（2018）年度は「エコライフフェア」「消費生活展」「女子栄養大学駒込祭」といったイベントの際にフードドライを実施しており、令和元（2019）年度からは、イベント時に加え区施設での常設窓口を開設した。受付窓口、及び受付実績は以下のとおりである。

〔フードドライブ受付窓口〕

豊島区役所本庁舎 6 階環境政策課	8:30～17:00（土日、年末年始を除く）
豊島清掃事務所	8:30～17:00（日曜、年末年始を除く）
東部区民事務所	8:30～17:00（平日のみ）
西部区民事務所	8:30～17:00（平日のみ）

〔フードドライブ受付実績〕

年度	H29（2017）	H30（2018）	R1（2019）
実績	164 個	141 個	2,903 個 (468 kg)

(3) 食品ロス削減対策レシピの紹介

女子栄養大学の協力で、食品ロス削減対策レシピの冊子を作製するとともに、ホームページでも紹介している。

女子栄養大学考案！食品ロス削減対策レシピ（例）

「りんごのコンポート」（材料・分量）作りやすい分量

りんご	400g
ワイン（白・赤どちらでも）	1/2 カップ
砂糖	80g



〈作り方〉

①りんごは皮をむいて芯をとり、6 等分にする。

②砂糖とワイン、りんごを鍋に入れてクッキングペーパーなどで落しぶたをし、柔らかくなるまで煮る。

豊島区ホームページより

(4) イベント（講座等）の開催

令和元（2019）年度の「食品ロス削減月間」に、区民の集い「食品ロスの取り組みの輪を広げよう！」を開催した。また、西武池袋本店にて食品ロス削減講座やフードドライブを実施した。



「区民の集い」チラシ

西武池袋本店でのイベントチラシ



(5) 「としまフードサポートプロジェクト」への参加

令和2（2020）年3月、新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校の休校に伴い給食も休止となる中、食のサポートを行うため TOSHIMA TABLE（NPO 法人ワーカーズコープ、目白聖公会、NPO 法人豊島 WAKUWAKU ネットワーク）が主催で、区内在住で就学援助を受けている家庭を対象に、米やレトルト等の食品を無料で提供した。

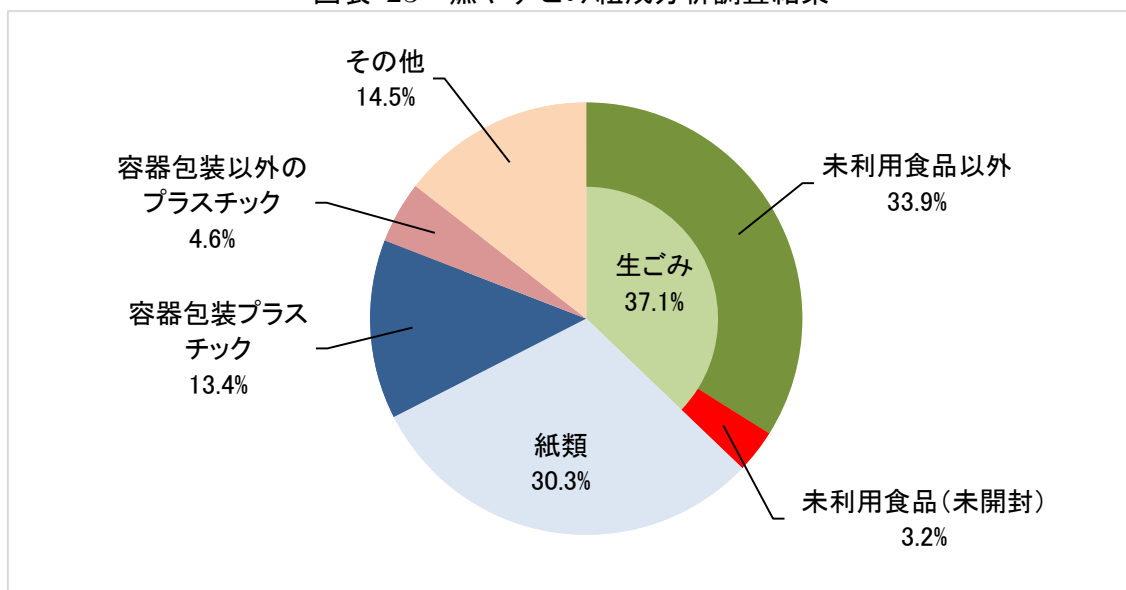


区は、この「としまフードサポートプロジェクト」に参加し、フードドライブで集まった食品や、防災用のアルファ化米の提供を行った。

【参考】豊島区における食品ロスの排出状況

- 令和元年度に実施した燃やすごみの組成分析調査では、燃やすごみ中の 3.2% が未利用食品となっている。
- 令和元年度の燃やすごみ量は 51,662 トンであり、これに単純に未利用食品組成 3.2% を掛け合わせると、未利用食品の推定排出量は、
1,653 トン（区民 1 人 1 日あたり 15.6g/人日）となる。
- ただし、組成分析調査では、食品ロスの対象を「未利用食品」に限定している。したがって、開封されて一部が残っている食品や、食べ残しは含まれていない。

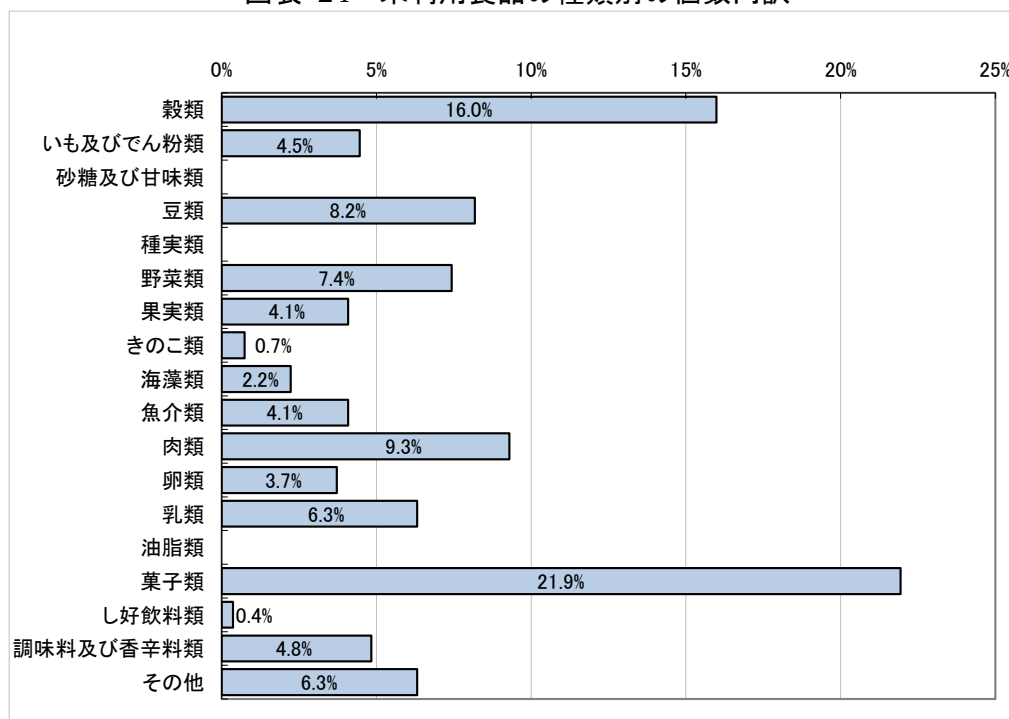
図表 23 燃やすごみ組成分析調査結果



資料：令和元年度豊島区廃棄物排出実態調査

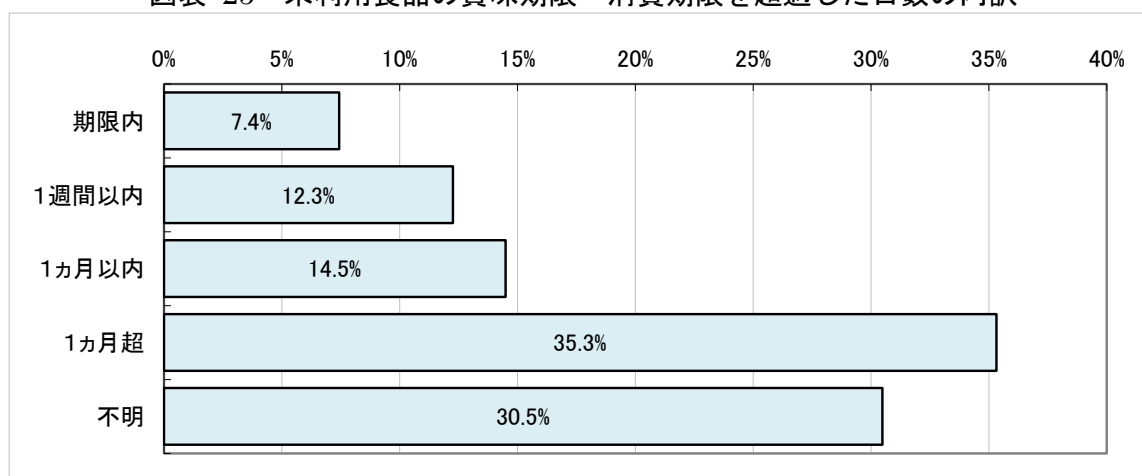
- 未利用食品（未開封）の個数の内訳を見ると「菓子類」が最も多く 21.9%、次いで多いのが「穀類」で 16.0%などとなっている。
- また、未利用食品の賞味期限・消費期限を超過した日数の内訳を見ると、最も多いのが「1ヶ月超」で 35.3%、次いで「1週間以内」が 14.5%、「1週間以内」が 12.3%となっている。期限内のものも 7.4%あった。

図表 24 未利用食品の種類別の個数内訳



資料：令和元年度豊島区廃棄物排出実態調査

図表 25 未利用食品の賞味期限・消費期限を超過した日数の内訳



資料：令和元年度豊島区廃棄物排出実態調査

3.4 食品ロス削減の取り組みの今後の方向性について

食品ロスの削減を進めるには、区民、事業者、行政、そして NPO や大学・教育機関など様々な主体の共通理解の下、互いに連携し一体となって取り組んでいく必要がある。区では、これまでの取り組みをさらに深化・拡大し、食品ロス削減に取り組む区民・事業者等を支援していく必要がある。そこで以下の施策を進められたい。

(1) 情報発信・普及啓発の推進

食品ロス削減に関する分かりやすいリーフレット等の作成、ホームページの特設ページの充実などで、区民・事業者に取り組みの必要性を認識してもらうことが必要である。また情報発信をする際は関心がない人の目にも触れることのできるよう工夫をすること。

また、「食品ロス削減月間」など小売店と協力した食品ロス削減キャンペーンの実施や、区民や児童・生徒を対象とした食品ロス削減講座の実施により、普及・啓発を進められたい。

(2) 販売店や飲食店との協力体制の充実

現在取り組んでいる食べきり協力店を拡充し、店舗における取り組みを区民や区外からの買い物客等に PR していくことが必要である。

また、商店街、商工会議所等との連携の下、食品ロス削減に向けた事業者向け情報（国や都の取り組み等も含む）を提供していくべきである。

(3) 大学や教育機関との連携

大学研究機関等と連携し、食品ロス削減レシピの開発など、各種取り組みを展開する。

(4) 関係団体との関係

未利用食品の有効活用を図るため、NPO、福祉団体等との連携を図っていく。

(5) 事業者としての区取組の推進

区施設から発生する食品ロスの実態を把握し、必要に応じて食品ロス削減の取り組みを進めていく。

4. 事業系ごみ対策について

4.1 本区における事業系ごみ対策のこれまで

本区は、池袋周辺の繁華街を始め、様々な事業活動が集中する副都心区であり、循環型のまちづくりを目指す上で、事業系ごみの減量・資源化、適正処理の推進が重要である。

廃棄物処理法では、事業系ごみの処理責任は排出事業者にあると定められており、区は事業系ごみの減量・資源化や適正処理に向けて排出ルールを定め、指導・助言等を実施している。

これまでの主な取り組みは以下のとおりである。

(1) 大規模事業所におけるごみ減量・資源化、適正処理の促進

①事業用大規模建築物の基準の強化

本区では、事業用大規模建築物について廃棄物管理責任者の設置と再利用計画書の提出を義務づけ、立入指導や廃棄物管理責任者講習会等を実施している。また大規模建築物を建築する際には廃棄物保管場所を設置することも義務付けている。

事業用大規模建築物の基準については、平成 21（2009）年に、対象となる延床面積を「3,000 m²以上」から「1,000 m²以上」へと変更し、対象範囲を拡大したところである。

図表 26 に見るように、本区は事業用大規模建築物の対象範囲を最も広げた区の一つとなっている。

②再利用計画書に基づく指導・助言等の実施

再利用計画書の提出義務のある事業者は約 1,000 件である。区では、年間 100 件程度の立入調査を行い、計画書通りに分別がなされているかのチェックや不適正な分別に対する指導等を行っている。

図表 26 各区の小規模事業所・大規模事業所の事業系ごみに関する基準

区名	区収集に排出できる基準	再利用計画書の提出義務のある 事業用大規模建築物等
千代田	1日50kg未満	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
中央	排出日量50kg未満	事業用延床面積1,000㎡～3,000㎡（任意） 3,000㎡以上の事業用大規模建築物（義務）
港	日平均排出量50kg未満	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
新宿	日量50kg未満	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
文京	排出日量50kg未満もしくは従業員20人以下の事業所	事業用延床面積1,000㎡～3,000㎡（任意） 3,000㎡以上の事業用大規模建築物（義務）
台東	排出量が1日45リットル袋で3袋まで（総量50kg未満）	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
墨田	排出量が1日50kg未満	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
江東	日量平均50kg以下	事業用延床面積3000㎡以上（義務）
品川	日量40キログラム未満の事業者	事業用延床面積1,000㎡～3,000㎡（任意） 3,000㎡以上の事業用大規模建築物（義務）
目黒	日量50kg未満	事業用延床面積3000㎡以上（義務）
大田	1回50kg未満	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
世田谷	1回30kg未満	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
渋谷	1回の排出量の上限が135リットル（45リットルで3袋）まで	事業用延床面積3000㎡以上（義務）
中野	・事業系廃棄物排出届出制度 ・常時使用する従業者数の数が20人以下 ・1日の平均ごみ排出量が50kg未満	事業用延床面積3000㎡以上（義務）
杉並	日平均排出量50kg未満	事業用延床面積3000㎡以上（義務）
豊島	日量10kg未満	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
北	日量10キログラム未満 可燃ごみ収集1回あたり45リットル袋で4個まで	事業用延床面積1,000㎡～3,000㎡（任意） 3,000㎡以上の事業用大規模建築物（義務）
荒川	少量のごみ（45リットルの袋で2、3袋程度）	事業用延床面積3000㎡以上（義務）
板橋	日量50kg未満	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
練馬	1回30kg未満	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
足立	平均排出日量10kg未満または区の収集1回あたりの排出が90ℓ以下（目安として45ℓ袋で2袋まで）	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
葛飾	1回の排出が90リットル（45リットルで2袋まで）以内	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
江戸川	日平均排出量50kg未満	事業用延床面積1000㎡以上（義務）

(2) 小規模の事業所におけるごみ減量・資源化、適正処理の促進

①小規模事業者が区収集に排出する際の排出基準について

排出量の少ない、小規模な事業者の事業系ごみについては、排出できる量に基準（排出日量 10 kg未満）を設け、その基準以内であれば例外的に区収集を利用できることとなっている。なお、新規事業者や一度民間収集に切り替えた事業者は、区収集を利用できない。

②排出基準の見直しと民間処理業者委託への移行促進

区では、平成 25（2013）年度の排出基準の見直し（日量 50 kgから 10 kgに引下げ）を行った。また、排出基準の見直し以前から、事業系ごみの自己処理責任に基づく民間処理業者委託への移行を訪問指導等により促進してきた。

排出基準見直し後も、引き続き民間処理業者への移行を促しており、令和元(2019)年度は 52 件の民間処理業者への移行があった。

図表 27 民間処理業者への移行件数の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
移行事業者数	27	88	127	37	58	14	26	34	50	56	52

事業用大規模建築物
対象拡大(1,000㎡以上)

区収集排出基準
(日量)見直し

③不適正排出事業者に対する指導

集積所等に不適正な排出を行う事業者に対しては、適宜指導を実施し、適正排出や資源分別の徹底を促している。

(3) 池袋駅周辺繁華街地区でのごみ収集の見直し

池袋駅周辺の繁華街地区においては、以前はごみの毎日収集（日曜日を除く）し、資源回収は行っていなかった。

平成 30（2018）年 4 月より、毎日収集を廃止し、収集日を可燃ごみ週 2 回、不燃ごみ月 2 回と、区内他地区と同様とした。また、週 2 回の資源回収（びん・かん・ペットボトル類、紙・布類の回収）を導入した。

民間処理業者委託への移行や資源分別が進んだ結果、池袋駅周辺繁華街地区のごみ収集量は減少した。(図表 28)

図表 28 池袋駅周辺繁華街地区のごみ量の変化

	可燃ごみ	不燃ごみ
平成 30 年度	1,533	195
平成 29 年度	2,056	268
増減	▲ 523	▲ 73
前年度比	74.6%	72.8%

4.2 事業系ごみ対策の今後の方向性について

事業系のごみは、廃棄物処理法で「処理責任は排出事業者にある」と定められている。

このため区では、区収集を利用できる排出基準の見直しや、事業者に対して指導を行い、民間処理業者への移行を促進し、その結果、排出日量 10 kg以上の事業者については、ほぼ民間処理業者へ移行した。

今後区は、例外的に区収集を利用している、日量 10 kg未満の事業者に対して、民間移行処理業者への移行を促進していく必要がある。

促進にあたり、排出事業者と民間処理業者とで処理費用等の面で認識に乖離があり、民間処理業者の採算が合わず民間移行処理業者への移行が進まない事例もあることから、事業者、消費者ともに、ごみ処理には費用が掛かることを認識してもらう必要がある。

一方、有料ごみ処理券の未貼付や未分別、曜日間違いなどの不適正排出をしている事業者に対しては、公衆衛生や美観の維持の観点も含め、適正排出を指導していく必要がある。

以上のとおり、今後区では、民間処理業者への移行促進とともに、適正排出（ごみ処理券貼付、分別徹底）を促進する方向で事業系ごみ対策を実施すべきである。

おわりに

以上、第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画策定に向けた主要課題として「プラスチックごみの削減」「食品ロス削減の推進」「事業系ごみの対策」の3点について、今後の方向性の検討を行った。

なお、気候変動問題や海洋ごみ問題など、地球規模の環境問題はますます深刻化しており、持続可能な社会づくりに向けた国際的な目標である SDGs の達成が急務になっている。SDGs 未来都市に選定された本区においては、区民・事業者・行政が一体となったオール豊島で持続可能なまちづくりに取り組む必要がある。

また、令和2年に入ってから新型コロナウイルス感染症の拡大は、区民生活、事業活動に大きな影響を与えた。清掃・リサイクル事業においても「新しい生活様式」に対応した対策も必要である。特に感染性の恐れのある廃棄物の家庭内保管や適正排出、安全な収集等について、区の状況に応じて措置を講じられたい。

以上2点について、第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画策定にあたっての基本的な視点として置きつつ、本取りまとめで取り上げた主要課題をはじめとする諸施策の着実な実現を図られたい。